

IV 基本計画



1 北アルプス地域の広域行政の推進に関すること

(1) 経緯

北アルプス地域は、昭和 46 年に県から広域市町村圏^{注1}の指定を受け、広域連合の前身である大北地域広域市町村圏事務組合が、昭和 47 年に大北地域広域市町村圏計画を策定し、北アルプス地域の総合的かつ一体的な発展の一役を担ってきました。

平成 8 年度に、C I 事業[※]により「北アルプス広域行政組合」に改称した後、平成 12 年 2 月 1 日に広域連合を設立、広域計画を策定し、住民の福祉、行政サービスの向上をめざして、介護保険や広域消防などの広域行政を推進してきました。

その後、国はこれまでの広域行政圏施策が当初の役割を終えたとして、平成 21 年 3 月末をもって広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を廃止し、新たな広域行政圏施策として、定住自立圏構想^{注2}推進要綱を定めました。

北アルプス地域が国の推進する定住自立圏の形成要件を満たさない中、関係市町村では定住自立圏と同様の柔軟な広域連携の仕組みが必要と判断し、平成 28 年 3 月、地方自治法に基づく連携協約を締結して大町市を中心とした「北アルプス連携自立圏」を形成、連携ビジョンに基づく取組をスタートさせました。

注 1 広域市町村圏：
圏域人口が概ね 10 万人以上で、日常社会生活圏を形成する可能性を有すると認められる圏域（日常社会生活圏）のこと。昭和 44 年度から全国で設定が開始された。市町村の共同処理方式により、施設整備と事務処理を広域的で総合的な計画の下に推進することで、市町村の諸課題の解決や総合的な発展が期待された。

注 2 定住自立圏構想：
人口が 4 万人以上などの要件を満たしている中心市と、近隣の市町村が、医療、教育、産業振興、地域交通などで連携し、日常生活に必要な機能を確保して、人口の定住を促進することを目指すもの。
地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、安心して暮らせる地域を各地に形成することにより地方圏への人の流れを創出するため、総務省が推進している施策。
この構想により、中心市と周辺市町村が 1 対 1 で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携して形成される圏域を「定住自立圏」という。

※C I 事業…分かりやすいメッセージ等で
関心を高める手法

■北アルプス地域の広域行政のあゆみ

年 月	内 容
昭和 46年 8月	大北地域広域市町村圏事務組合設立
47年 3月	大北地域広域市町村圏計画策定 (基本構想 昭和47年度～60年度)
56年 3月	大北地域新広域市町村圏計画策定 (基本構想 昭和56年度～平成2年度)
平成 3年 3月	大北地域新広域市町村圏計画策定 (基本構想 平成3年度～12年度)
4年 9月	ふるさと市町村圏に選定 基金造成
8年 3月	大北地域ふるさと市町村圏計画策定 (基本構想 平成8年度～17年度)
8年 4月	北アルプス広域行政組合に改称
12年 2月	北アルプス広域連合設立 第1次広域計画策定(平成12年度～16年度)
14年 9月	大北地域ふるさと市町村圏計画策定 (基本構想 平成14年度～23年度)
17年 2月	第2次広域計画策定(平成17年度～21年度)
22年 2月	第3次広域計画策定(平成22年度～26年度)
27年 2月	第4次広域計画策定(平成27年度～令和元年度)
28年 3月	関係市町村が北アルプス連携自立圏を形成
令和 2年 2月	第5次広域計画策定(令和2年度～6年度)
7年 2月	第6次広域計画策定(令和7年度～11年度)

(2) 現状と課題

少子高齢化及び人口減少の進行に伴う社会構造の変化や、地域社会の担い手の中核となる生産年齢人口の減少に加え、近年は広域的な自然災害が全国で発生しています。こうした中、関係市町村では様々な取組が進められていますが、社会保障に係る費用や業務の増大等に伴い、単独の市町村ではすべての行政需要に応えるのは難しい状況となっています。

こうした状況にあっても、地域の活力を高め、将来にわたって安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、北アルプス地域が一体となって市町村の枠を超えた取組が重要となってきています。



広域行政の推進に向けて、市町村、広域連合及び北アルプス連携自立圏が役割分担と調和を図りながら、それぞれの特徴を生かした広域的な取組を行うことにより、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

広域連合と関係市町村は、北アルプス地域の将来像の実現に向け、国・県との連携を図るとともに、広域的な事務事業を実施し、北アルプス地域の一体的な発展を目指します。

広域連合と北アルプス連携自立圏は、どちらも北アルプス地域の発展に必要な広域行政の仕組みであることから、それぞれの特徴を生かし、役割分担・調整を図りながら連携・協調に努めます。

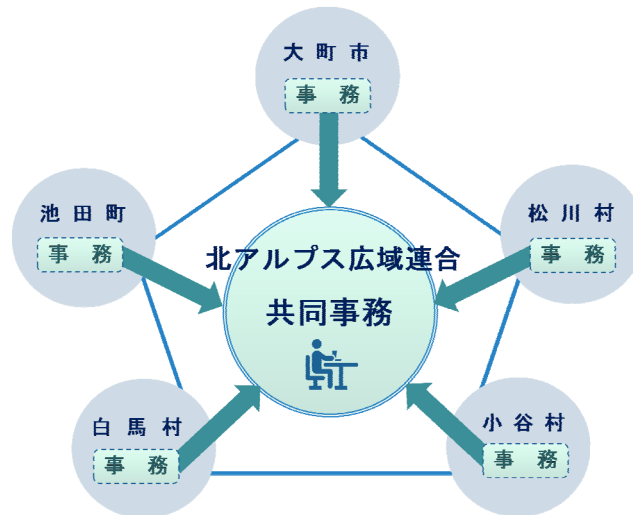
■SDGsの目標との関連

SDGs17の目標		関連目標
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>広域行政の推進により、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>北アルプス地域の一体的な発展を目指し、関係市町村と連携して広域行政を推進する</p>

【参 考】 広域連合と北アルプス連携自立圏（連携協約）

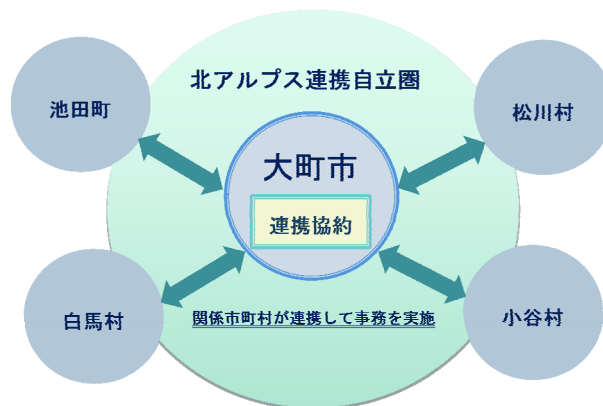
広域連合は、関係市町村が広域にわたり処理することが適当と判断した事務に関し、広域計画を作成し、関係市町村等の議会の議決を経て規約を定め設立された特別地方公共団体です。

広域連合で共同処理することとなった事務は、関係市町村の権能※からは除外され、広域連合に引き継がれます。



一方、北アルプス連携自立圏形成の根拠となる連携協約は、関係市町村が他の市町村と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針や役割分担を定める制度です。北アルプス地域では大町市と各町村が連携協約を締結し、連携ビジョンを策定することにより、関係市町村が協力して柔軟に地域の課題に取り組めます。

そのため、北アルプス連携自立圏の事業主体は関係市町村となり、広域連合はその調整役となります。



※権能…能力を行使する権利